

土木工事標準積算基準書等の準用について

令和6年3月25日
宮崎県県土整備部

県土整備部が発注する土木工事等の積算については、国土交通省の積算基準書等を準用することとしておりますが、基準等の一部改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 準用する基準書の取扱い

- (1) 令和5年度版 土木工事標準積算基準書（共通編）のうち、第I編 第2章 ②間接工事費 3現場管理費については、令和6年2月28日付け国官技第359号別紙「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」第2章 ②間接工事費 3現場管理費を適用するものとします。（「国土交通省HPホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > 土木工事積算基準関係」を参照）
- (2) 令和5年度版 設計業務等標準積算基準書のうち、第1章 第1節地質調査積算基準 1-3 地質調査業務の積算方法については、令和6年度版を適用するものとします。（「国土交通省HPホーム > 政策・仕事 > 総合政策 > その他」設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）」を参照）

2 適用基準日

入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和6年4月1日」以降のものから適用します。

3 問合せ先

技術企画課 技術基準担当 TEL：0985-26-7047
E-mail：gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp